

改善報告書

令和7年7月30日

1. 大学名：姫路獨協大学

2. 認証評価実施年度：令和4年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：4－1

○学校教育法第93条第2項第3号に定める教授会に意見を聴くことが必要な教育研究に関する重要な事項について、大学学則第17条第2項第7号及び大学院学則第56条第2項第9号に「前各号に掲げるもののほか、必要なものとして学長が定める事項」を定めているが、その具体的事項を学長が定め、周知していない点は改善を要する。

4. 改善状況及び結果

基準項目4－1について

本学では、学則第17条及び大学院学則第56条に具体的事項として定めており、既に規定されている具体的事項の範囲内で滞りなく審議することができているため、学則第17条第2項第7号及び大学院学則第56条第2項第9号に規定する「前号に掲げるもののほか、必要なものとして学長が定める事項」については、条文を削除する改正を行い対応済である。【資料4－1②】

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目4－1の資料

・【資料4－1②】令和5年3月16日理事会議事録抄本